

## (案)

## 嬉野市嬉野総合運動公園等指定管理者候補者の選定基準と選定審査方法

## 条例及び募集要項で示した選定基準（抜粋）

（選定の基準等）

第5条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める法人等を指定管理候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定による選定を行うに当たっては、嬉野市指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

## 11 指定管理候補者の選定

（2）選定の基準

- ①施設の運営方針が、施設の設置目的を達成するものであること。
- ③事業計画等の提案内容が、施設の利用促進を図るために適したものであること。

## 選定審査方法

①書類審査  ②聞き取り調査

①書類審査と②聞き取り調査を分離せず、聞き取り調査を経た上で、一括して別紙1により審査（採点方式）するものとする。選定委員が採点した合計の平均が、7割以上となった場合に、申請者を候補者として認定する。